



基安発 0223 第 2 号
平成 30 年 2 月 23 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」において、ピリジン等 5 物質についてリスク評価を行い、先般その報告書を取りまとめたところです。本報告書を踏まえ、下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の会員、傘下事業場等の関係者に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、ピリジン等 5 物質に関する有害性情報等については別添を参照いただくとともに、報告書全文(本文及び別冊)を厚生労働省のウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192703.html>) に掲載していますのでお知らせします。

記

1. ピリジン

初期リスク評価の結果、一部の事業場で、リスクが高い状況が見られたことから、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、これらの情報を踏まえた詳細なリスク評価を行うことを予定している。

しかしながら、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 57 条の 3 の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 576 条、第 577 条、第 593 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

2. ニッケル(金属及び合金)

初期リスク評価の結果、今回のばく露調査結果からは、ばく露によるリスクは低いと考えられるが、ヒューム等が発生することが見込まれる溶接作業に関してはデータが不足しているため、広くばく露実態調査を実施した上で、ばく露評価をまとめることを予定して

いる。

しかしながら、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに法第57条の3の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第576条、第577条、第593条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

3. テトラエチルチウラムジスルフィド、二塩化酸化ジルコニウム及びメタクリル酸

初期リスク評価の結果、ばく露によるリスクは低いと考えられる。しかしながら、当該物質は、有害性の高い物質であることから、速やかに法第57条の3の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第576条、第577条、第593条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。